

ID: 310

担当部署: 都市建設部 都市計画課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>監督処分</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例 第6条第1項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成26年条例第41号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (監督処分)                  第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、第2条第1項の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。                  (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者                  (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者                  (3) 前条第2項の規定により許可に付された条件に違反している者                  (4) 詐欺その他不正な手段により第2条第1項の許可を受けた者                  2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 313

担当部署: 都市建設部 都市計画課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>まちづくり活動団体の認定の取消し</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市住みよいまちづくり条例 第19条の3第1項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成12年条例第16号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (まちづくり活動団体の認定の取消し)                  第19条の3 市長は、前条第1項の規定により認定したまちづくり活動団体が、同項各号の規定に該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。                  2 まちづくり活動団体が、前条第1項の規定により受けた認定の取消しを申し出るときは、市長に届け出なければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 321

担当部署: 都市建設部 都市計画課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>違反工作物に対する措置命令</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市都市景観条例 第16条第1項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成21年条例第25号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (違反工作物に対する措置)                  第16条 市長は、第14条の規定に違反した工作物があるときは、建設等工事主(工作物の建設等をする者をいう。以下同じ。)、当該工作物の建設等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)若しくは現場管理者又は当該工作物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該工作物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。                  2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を告示しなければならない。                  3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る工作物又はその敷地に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る工作物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。                  4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長の命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ告示しなければならない。                  5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 324

担当部署: 都市建設部 都市計画課

処分の概要	許可の取消し		
例規名 根拠条項	芦屋市屋外広告物条例 第21条		
例規番号	平成27年条例第54号		
<b>【根拠条文】</b> (許可の取消し) 第21条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。 (1) 第13条第1項(第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可に付した条件に違反したとき。 (2) 第15条第1項の規定に違反したとき。 (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。 (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 325

担当部署: 都市建設部 都市計画課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>措置命令</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市屋外広告物条例 第22条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成27年条例第54号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (措置命令)                  第22条 市長は、この条例又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告主又は広告物等管理者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。                  2 市長は、前項の措置を命じようとする場合において、当該広告主又は広告物等管理者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>